JQAマネジメントシステム登録の公表と登録マーク使用の手引き

目 次

1. はじめに …… 2
2. 登録公表の一般原則 …… 2
3. 登録マークを使用する公表 …… 2
- 3-1 登録マークの使用条件 …… 2
- 3-2 登録マークの構成および指定色 …… 3
- 3-3 登録マークの印刷およびウェブサイトへの掲載 …… 3
- 3-4 登録マーク表示例 …… 4
- 3-5 オプション用登録マークおよび複合マーク …… 5

4. 認定シンボルおよびその他のマーク …… 6
- 4-1 認定シンボルおよびその他のマーク共通の使用条件 …… 6
- 4-2 認定シンボルおよびその他のマークの印刷ならびにウェブサイトへの掲載 …… 6
- 4-3 個別の使用条件 …… 7

5. 登録マークを使用しない公表 …… 9
- 5-1 文言での公表 …… 9
- 5-2 登録証の使用 …… 10
- 5-3 IMS（統合マネジメントシステム）および統合プログラムについて …… 10

6. 取下げ、取消し、一時停止、登録範囲の縮小時の処置 …… 10
7. 違反に対する処置 …… 10

1. はじめに

この手引きは、マネジメントシステム審査登録制度に基づき、JQAにより認証された組織（以下、「登録組織」という）が、登録された事実を公表する場合の一般原則および使用条件を定めています。

《用語の定義》

この手引きで用いる用語の定義を説明します。

登録マーク：登録組織がJQAの認証を受けていることを示すためにJQAによって交付されるマーク

認定シンボル：JQAが認証機関として認定を受けた機関によって交付されるシンボル（一部認定機関ではマークやロゴと表現）

その他のマーク：JQAが認証機関として認定を受けた業界専門委員会によって交付されるマークおよびJQAが国際認証機関ネットワーク（IQNet）のパートナーであることを示すマーク

2. 登録公表の一般原則

登録された事実を公表する場合は、以下の登録公表の一般原則を遵守してください。

登録公表の一般原則（遵守事項）

（1）登録は、登録証および付属書に記載された登録範囲で公表することができます。

（2）登録組織は一般社会、市場に対し、登録されたマネジメントシステムについての不正確な言及、または誤解を招く、あるいは登録範囲を逸脱すると考えられる公表は行わないでください。

（3）登録組織はその製品／サービス自体が認証されているとの誤解を生じさせる恐れのある方法で登録の公表を行わないでください。

（4）登録の取下げ、一時停止および取消しが行われた場合は、それ以降登録の公表を停止してください。また、登録範囲が縮小された場合は、速やかに新しい登録範囲での公表に変更してください。

3. 登録マークを使用する公表

3-1 登録マークの使用条件

「2.登録公表の一般原則」を前提として、登録組織は、登録マークを登録証および付属書に記載された登録範囲で使用することができます。登録マークを使用する場合には、以下の使用条件を遵守してください。なお、登録マークの使用料はございません。

登録マークの使用遵守事項

（1）登録マークのデザイン・形状比率は変更しないでください。縮小する場合はマーク内部の文字が読める程度に留めてください。

（2）登録マークの下部に、登録証番号※を必ず表記してください。

（3）登録範囲外では、原則として、登録マークを使用しないでください。例外として、登録組織外（登録組織と関連する登録対象外の営業所など）の方が使用する場合、登録マークの下部に登録証番号に加え、登録事業所、工場名、登録対象の製品／サービス活動等を表記し、登録範囲を明確に識別できる場合のみ使用できます。

（4）登録マークの商標権、その他の知的財産権はJQAに属します。登録マークを第三者に譲渡、貸与または利用許諾することはできません。

備考：登録マークを使用する製品／サービスのカタログ、名刺等のデザイン案を、事前に書面（FAX可）でご提出いただければ、デザイン案の内容を確認し回答いたします。

※：登録証番号を基に、JQAホームページから登録組織の登録範囲を確認することができます。
（http://www.jqa.jp→ISO認証→登録事業者検索）

3-2 登録マークの構成および指定色

登録マークは上半部・下半部（含外枠）から成り、上半部は全規格共通の構成です。
下半部（含外枠）の構成と指定色は、規格ごとに異なります（登録マークの規格ごとの上半部・下半部指定色は、「JQAマネジメントシステム登録マーク総合清刷り」（以下、「総合清刷り」という）でご確認いただけます）。
登録マークは、原則として指定色で印刷してください。なお、全ての規格の登録マークは黒色一色（K100%）で印刷することもできます。品質マネジメントシステムの登録マークは、カラーおよびモノクロに加えて、青色一色の印刷もできます。それ以外の色の使用を希望する場合は、希望色およびその使用理由を事前に書面（様式およびご提出方法は問いません）にてお知らせください。書面の内容を確認したうえで、使用可否をご連絡します。
総合清刷りは、JQAホームページ **http://www.jqa.jp**
→ ISO認証 → JQA登録組織向けサポート → 4.登録の公表と登録マークの使用について
からご覧いただけます。

【品質】登録マーク ― 構成および指定色

名称	指定色
帯および囲み枠	DIC N-891　または　C90%＋M60%
JQAマーク	DIC133　または　C86%＋Y60%
JQAロゴ	DIC N-891　または　C90%＋M60%
下半部	指定色は、規格ごとに異なります。「JQAマネジメントシステム登録マーク総合清刷り」をご参照ください。
外枠	

※：登録証番号は、登録証をご確認ください。品質の登録証番号は、登録証の発行された年月日により、上記の表示例とは異なっているものがありますので、ご注意ください。

3-3 登録マークの印刷およびウェブサイトへの掲載

登録マークの印刷およびウェブサイトへの掲載をする場合は、JQAが提供する電子データをご使用ください。
登録マークの電子データは、JQAホームページ **http://www.jqa.jp**
→ ISO認証 → JQA登録組織向けサポート → 4.登録の公表と登録マークの使用について
から「登録マークデータ送付依頼書（無償）」にてお申し込みください。
なお、登録マークの電子データのお申し込みは、登録組織のみに限らせていただきます。

3-4 登録マーク表示例

登録マークの下部に登録証番号を表記することを原則としますが、表示スペースがない場合は、登録マーク近辺に表記してください。登録証番号以外の識別表示も同様とします。

■カタログ・パンフレット（会社案内）／看板・ホームページ・新聞・雑誌等（広告媒体）

〈登録対象の組織／製品／サービスのみ記載する場合〉

表示例①

JQA-QMA○○○○○

登録証番号のみ表記してください。

〈登録対象外の組織／製品／サービスの記載を含む場合〉

表示例②

JQA-QMA○○○○○
関西工場
合成ゴムの設計、開発及び製造

登録証番号に加え、登録範囲を識別できるよう表記してください。

登録対象外の親会社あるいは販売関連会社等が発行する場合は、登録組織によってマーク表示を適切に管理していただく必要がありますので、JQAにお問い合わせください。

■製品輸送用の大箱等

表示例③

JQA-QMA○○○○○
この製品は、ISO 9001の認証を取得した工場で製造されています。

登録証番号に加え、上記注釈文を表記してください。

最終ユーザーの手に渡らないと考えられる梱包箱にのみ表示できます。製品、個別包装および製品が充填された容器には製品認証との誤解を招くため表示できません。

■各種印刷物

〈レターヘッド・レポート用紙・注文書・契約書等〉

JQA-QMA○○○○○

登録証番号のみ表記してください。

登録対象外の組織／製品／サービスの記載を含む場合は、登録範囲を識別できるよう表記してください。表示例②をご参照ください。

〈保証書・取扱説明書・製品検査合格証明※等〉

表示例④

JQA-QMA○○○○○
この登録マークは製品またはサービス
そのものを保証するものではありません。

登録証番号に加え、上記注釈文を表記してください。

※計測器の校正業務ならびに試験業務が登録範囲である登録組織が発行する校正証明書および試験成績書等には、製品認証との誤解を招くため表示できません。

■名刺	
〈登録組織に所属し、登録範囲内で使用する場合〉 JQA-QMA○○○○○	〈登録範囲外・登録組織外および登録範囲外で使用する場合〉 表示例⑤ 登録範囲外 JQA-QMA○○○○○ 粘着テープ（包装・工業用） の製造 表示例⑥ 登録組織外および 登録範囲外 JQA-QMA○○○○○ 株式会社○○○○ 関東工場 冷凍食品の製造
登録証番号のみ表記してください。	登録証番号に加え、登録範囲を識別できるよう表記してください。
表または裏に登録対象外の組織／製品／サービス等の記載がある場合には、登録範囲を識別できるよう表記してください。表示例⑤または⑥をご参照ください。	表示に関して疑義がある場合には、JQAにお問い合わせください。

3-5 オプション用登録マークおよび複合マーク

（1）オプション用登録マーク

登録マークの代わりにオプション用として、ISO 9001、ISO 14001等の規格を表示したオプション用登録マークも使用できます。これらのマークは、登録マークの下半部にある「QUALITY SYSTEM」または「ENVIRONMENTAL SYSTEM」等の代わりにISO 9001、ISO 14001等の規格を表記しています。

オプション用登録マークの種類および指定色については、総合清刷りをご参照ください。

オプション用登録マークの表示例

ISO 9001

JQA-QMA○○○○○

ISO 14001

JQA-EM○○○○

（2）複合マーク

複数の規格で登録された組織は、複合マークをご使用いただけます。複合マークは、マーク内に複数の規格を表示したものです。（ISO 9001・ISO 14001、ISO 9001・ISO/IEC 27001、ISO 9001・ISO 14001・ISO/IEC 27001等）

複合マークの種類および指定色については、総合清刷りをご参照ください。

総合清刷りに表記されていない規格の複合マークについては、JQAにお問い合わせください。

複合マークの表示例

JQA-QMA○○○○○
JQA-EM○○○○

JQA-QMA○○○○○
JQA-EM○○○○
JQA-IM○○○○

備考：各規格の登録範囲が異なっている場合も、複合マークを使用できます。但し、各規格の登録範囲外でマークを使用する場合には、登録範囲の表記が必要です。
登録マークの表示方法に関しては、単独の登録マーク表示と同じです。

4. 認定シンボルおよびその他のマーク

登録組織は、「2.登録公表の一般原則」を前提として、登録証に表記された各認定機関の認定シンボルおよびその他のマークを使用することができます。以下の事項にご留意の上、お使いください。認定シンボルおよびその他のマークの使用料はございません。

4-1 認定シンボルおよびその他のマーク共通の使用条件

(1) 認定シンボルおよびその他のマークは単独での使用はできません。必ず登録マークと併用（近辺に表示）してください（登録マークと分離して表示しないでください）。
(2) 認定シンボルを表示する場合は、各認定機関からJQAに与えられた認定番号の表示が必要です。JQAでは各認定シンボルの下部に認定番号を表記した電子データを準備しています。
(3) 認定シンボルおよびその他のマークは登録証に表記されているもので、かつ、登録証および付属書に記載された登録範囲で使用できます。
(4) 製品、個別包装、製品が充填された容器、校正証明書、試験成績書等の書面には製品認証とみなされる恐れがあるため、認定シンボルおよびその他のマークの使用はできません。
(5) 認定シンボルおよびその他のマークの表示は、その各要素が明瞭に認識されることが必要です。縮小または拡大して表示する場合は、与えられた比率を維持し、変更しないでください。
(6) 認定シンボルおよびその他のマークは、指定色以外は使用できません。

4-2 認定シンボルおよびその他のマークの印刷ならびにウェブサイトへの掲載

認定シンボルおよびその他のマークの印刷ならびにウェブサイトへの掲載をする場合は、JQAが提供する電子データをご使用ください。（総合清刷り等印刷物から、電子データを作成しないでください。）

認定シンボルおよびその他のマークは総合清刷りからご覧いただけます。

認定シンボルおよびその他のマークの電子データは、「登録マークデータ送付依頼書（無償）」にてお申し込みください。
なお、認定シンボルおよびその他のマークの電子データのお申し込みは、登録組織のみに限らせていただきます。

4-3 個別の使用条件

認定シンボル

(1) JAB認定シンボル (JAB：公益財団法人　日本適合性認定協会)

①JQAが提供した認定シンボルの解像度を保ち、分解・組換え等を行わないでください。
②ウェブサイトに使用する場合は、ウェブサイト表示用の電子データをご使用ください。
③印刷物およびウェブサイト等を作成するため、総合清刷りまたは電子データを第三者（下請負業者等）に提供した場合、当該第三者に、これらの保護および漏洩防止の適切な管理を遵守させるよう要求してください。
④名刺に使用する場合は、認証を受けた登録範囲の業務に従事している方のみが使用できます。
⑤JQAがJAB認定取消しとなった場合、登録組織は認定シンボルを使用した該当文書等を廃棄し、かつ、当該廃棄を完了した旨の書面をJQAに提出してください。登録組織が、第三者に認定シンボルの電子データを提供した場合も、同様の処置を取るよう要求してください。
⑥詳細は、JABホームページ（http://www.jab.or.jp）から「認定シンボル使用規則」をご覧ください。

【シンボル見本】

MS
JAB
CM009

【使用例】

CERTIFIED JQA MANAGEMENT SYSTEM QUALITY SYSTEM
JQA-QMA○○○○○

MS
JAB
CM009

- 印刷物にカラーで印刷する場合には、青色の指定色（マンセル2.5PB 3.5/10、大日本インキK K DIC579、PANTONE300Cまたはこれら相当）をご使用ください。
- ウェブサイト上では、印刷物用マンセル値その他色指定コードをRGB値へ変換した近似色のご使用を原則とします。
- 青色に代えて黒色、灰色、金色または銀色を使用することも可能です。
- 文字JABと下部の認定番号は、黒色をご使用ください。
- 内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地としてください。
- 単色刷り印刷物に使用する場合は、上記に関わらず、認定シンボル全体を当該印刷で使用されている同一の色で表示できます。この場合、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。

(2) UKAS認定シンボル (UKAS：英国認証機関認定審議会)

①登録マークを左に認定シンボルを右に配列し、枠を設け、その中に登録マークおよび認定シンボルを収めてください。
②認定シンボルの高さを20mm（認定番号を除く）以上にしてください。状況により20mm以下に縮小する場合は、判読可能な大きさとしてください。
③認定シンボルと認定番号は、拡大または縮小の際には、一つのまとまったものとして扱ってください。
④認定シンボルは車両、建物（事務所、工場、倉庫等）の外側、旗には表示できません。内部の壁、ドア、および展示スタンドには表示できます。
⑤詳細はUKASホームページ（http://www.ukas.com）をご覧ください。

【シンボル見本】

UKAS
MANAGEMENT
SYSTEMS
091

【使用例】

CERTIFIED JQA MANAGEMENT SYSTEM QUALITY SYSTEM
JQA-QMA○○○○○

UKAS
MANAGEMENT
SYSTEMS
091

- 指定色は、白、黒、フルカラーの3種類です。任意に選んで使用できます。（JQAでは、登録証に白を使用します。）

（3）JIPDEC認定シンボル（JIPDEC：一般財団法人　日本情報経済社会推進協会）

①認定シンボルを表示する場合には、登録マークと共に明確に識別できるように表示し、両者を枠で囲むようにしてください。
②認定シンボルを他機関の認定シンボルと併せて表示できます。
③認定シンボルを報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物、ホームページ等に使用できます。この場合、登録範囲を明記してください。
④認定シンボルを付した封筒などに入れる物は、登録範囲の文書、広告、パンフレット等です。
⑤認定シンボルを名刺に使用できるのは、認証を受けた登録範囲の業務に従事する方のみです。
⑥認定シンボルは製品や場所に表示できません。また、製品や場所に対して適合性を示すと誤解されるような文言で表示もしないでください。
⑦詳細はJIPDECホームページ（http://www.isms.jipdec.or.jp/）をご覧ください。

【シンボル見本】

【使用例】

・基本表示は、指定色（DIC220またはプロセスカラー：C100%＋M70%）によるカラー表示としてください。
・ウェブサイトおよび電子情報に表示する場合の指定色は、WEBカラースライダー：003399またはRGBカラー：R=000、G=051、B=153としてください。
・指定色以外に黒色一色（K100%）も使用できます。
・単色または2色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。
・背景色が濃い場合等で、認定シンボル部が見えづらい場合に限り、指定色部分と白ヌキ部分を反転することができます。

その他のマーク

（1）IQNetマーク（IQNet：国際認証機関ネットワーク）

①ISO 9001／ISO 14001の規格の登録組織が使用できます。
②登録証に表記されているIQNetロゴとは異なります。

【マーク見本】

【使用例】

・指定色は、DIC N-891／C90%＋M60%またはDIC156／M100%＋Y94%の2種類です。任意に選んで使用できます。
・指定色以外に黒色一色（K100%）も使用できます。

（2）itSMFマーク（itSMF：The IT Service Management Forum）

①ISO／IEC 20000の規格の登録組織が使用できます。
②itSMFマークは製品には使用できません。または製品の適合性を示すと誤解されるような方法で使用できません。
③詳細はAPM Groupホームページ（http://www.isoiec20000certification.com）をご覧ください。

【マーク見本】

【使用例】

・指定色は、上部の「APM GROUP」：プロセスカラー C90%＋M100%＋Y30%、中部の「it」：黒（K100%）、中部の「SMF」：赤紫（DIC110／C15%＋M87%）、下部：青（DIC181／C93%＋M29%）です。
・指定色以外に黒色一色（K100%）も使用できます。

(3) QuEST Forumマーク (QuEST : Quality Excellence for Suppliers of Telecommunications)

①TL 9000の規格の登録組織が使用できます。
②QuEST Forumマーク（TL 9000マーク）のダウンロードおよび使用方法に関しては、QuEST Forumのホームページ（http://www.questforum.org）をご覧ください。

【マーク見本】

(4) IATFマーク（IATF：国際自動車産業特別委員会）

IATFの規定により、登録証以外にIATFマークを使用することは一切できません。

(5) FSSC 22000マーク
（FSSC：The Foundation for Food Safety Certificationにより開発された認証スキーム）

①FSSC 22000の規格の登録組織が使用できます。
②FSSC 22000マークは登録マークと共に使用してください。
③FSSC 22000マークは印刷物、パンフレット、名刺、ウェブサイトおよび宣伝用資料に使用できます。
④FSSC 22000マークは製品、製品ラベルまたは製品の梱包材料には使用できません。また、製品、手順またはサービス自体が認証されているとの誤解を与えるような方法においても使用できません。
⑤製品ラベルにFSSC 22000登録証を保有していること、または「FSSC 22000認証工場で製造されています」等の表現の表示はできません。
⑥詳細はFSSC 22000ホームページ（http://www.fssc22000.com/）をご覧ください。

【マーク見本】

【使用例】

JQA-FC○○○○

・FSSC 22000マークは指定色を使用してください。マークの各要素は明瞭に認識できるサイズで表示してください。
　指定色：ライトグリーン:Pantone375　CMYK=35/0/75/0、ダークグリーン:Pantone361　CMYK=56/0/87/0
・本文ならびに画像に黒および白を使用している場合は、マークに黒および白を使用できます。
・FSSC 22000マークのサイズは登録マークと同じ程度とし、登録マークと併せて表示してください。

5. 登録マークを使用しない公表

5-1 文言での公表

登録マークを使用せずに登録された事実を文書等で公表する場合には、「2.登録公表の一般原則」を前提として、以下の事項を遵守してください。

■製品・個別包装・製品が充填された容器・製品輸送用の大箱・宣伝用パンフレット等

表示例①

株式会社○○○○
（JQA-QMA○○○○○）*
この製品は、品質マネジメントシステムの国際規格
ISO 9001の認証を取得した工場で製造されています。

製品認証との誤解を招くような不正確な表現をしないでください。製品認証と誤解させるような独自にデザインしたマークは使用しないでください。
表示に関して疑義がある場合には、JQAにお問い合わせください。*登録証番号の表記は任意です。

■総合カタログ・パンフレット（会社案内）／看板・ホームページ・新聞・雑誌等

〈全組織が登録されている場合〉		〈登録対象外の組織／製品／サービスの記載を含む〉	
表示例②	株式会社○○○○ ISO 14001認証取得	表示例③	○○○○カンパニー ISO 14001認証取得 JQA-EM○○○○ コネクタ・ワイヤーハーネスの製造
登録の事実を表記してください。		登録証番号に加え、登録範囲を識別できるよう表記してください。	

登録対象外の親会社あるいは販売関連会社等が発行する場合は、登録組織によって文言での公表を適切に管理していただく必要がありますので、JQAにお問い合わせください。

■名刺	
〈登録組織に所属し、登録範囲内で使用する場合〉 表示例④ 株式会社○○○○ ISO 9001認証取得 ※JQA-QMA○○○○○	〈登録範囲外・登録組織外および登録範囲外で使用する場合〉 表示例⑤（登録範囲外） 株式会社○○○○ ISO 9001認証取得 JQA-QMA○○○○○ 加工食品の製造 表示例⑥（登録組織外および登録範囲外） 株式会社○○○○ 赤坂工場 ISO 9001認証取得 JQA-QMA○○○○○ 用紙及びフィルムの裁断加工
登録証番号のみ表記してください。※全社登録の場合には、登録証番号の表記は省略可能です。	登録証番号に加え、登録範囲を識別できるよう表記してください。
表または裏に登録対象外の組織／製品／サービス等の記載がある場合には、登録範囲を識別できるよう表記してください。表示例⑤または⑥をご参照ください。	表示に関して疑義がある場合には、JQAにお問い合わせください。

5-2 登録証の使用

登録証を印刷物およびウェブサイト等に表示することができます。この場合、登録証に記載されている文字が読める程度のサイズにしてください。登録証を使用する場合には、複写またはコピー等の文字を明示してください。登録対象外の組織または／および事業内容が表記されている場合は、登録証に加えて付属書も表示してください。付属書を表示するかわりに、登録組織または／および登録範囲を明示していただくこともできます。なお、登録証のかわりとしてプレゼンテーション用登録証（有料）も発行していますので、ご利用ください。

5-3 IMS（統合マネジメントシステム）および統合プログラムについて

IMSおよび統合プログラムは、規格の適合性審査ではなく、審査手法の一形態です。公表される場合は、第三者に誤解のないようご留意ください。なお、IMSおよび統合プログラムのマークはございません。

6. 取下げ、取消し、一時停止、登録範囲の縮小時の処置

■登録の取下げ・取消し

①登録を取下げたまたは取消された組織は、速やかに登録マークの使用を停止してください。

②登録マークを使用した該当文書等については、登録マークを抹消して使用するか、または抹消不可能な場合は使用を停止してください。

③総合清刷りを保有している場合は廃棄していただき、登録マークの電子データを保存している場合は復帰し得ない形で完全に消去してください。また、総合清刷りおよび登録マークの電子データを第三者に提供した場合は、同様の処置を要求してください。

■登録の一時停止

登録の一時停止期間中の組織は、ISO／TS 16949の規格の登録組織を除き、速やかに登録マークの使用を停止してください。

■登録範囲の縮小

登録証受領後速やかに、新しい登録範囲での公表に変更してください。

7. 違反に対する処置

登録後の定期審査、変更審査および更新審査時に、登録規格の要求事項に加え登録マーク（認定シンボルおよびその他のマークを含む）の使用状況または登録マークを使用しない認証取得の公表状況を確認させていただきます。登録組織がこの手引きに定めている事項に違反した場合、誤使用の是正処置を要求します。誤使用の是正処置が適切に取られなかった場合およびこの手引きに反する使用が故意に行われていた場合等は状況判断により、期限を定めて登録組織の登録を一時停止します。登録組織において、登録の一時停止事由がJQAの定める期間内に解消しなかった場合、登録を取消します。

一般財団法人　日本品質保証機構
マネジメントシステム部門

JQAホームページ　http://www.jqa.jp

14.09 B7501004